

令和6年度 第5回 吉見町農業委員会総会議事録

招 集 期 日	令和 6 年 7 月 2 6 日	開 催 場 所	吉見町役場 庁舎 3 階 中会議室
開閉の日時及び宣告者	令和 6 年 7 月 2 6 日	午後 1 時 3 0 分	開 会
	同 日	午後 2 時 5 0 分	閉 会
議 長	伊田由夫		
	議 長 伊田 由夫		

委員 応 招 並 び に 出 席 状 況

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番号	氏 名	摘 要	番号	氏 名	摘 要
1	作 山 公 久	出 席	推 1	千 代 間 功	出 席
2	田 島 克 美	出 席	推 2	秋 庭 諭	出 席
3	宮 澤 義 和	出 席	推 3	新 島 公 久	出 席
4	山 下 正 夫	出 席	推 4	金 子 和 男	出 席
5	大 澤 明 子	出 席	推 5	大 室 禎 三	出 席
6	伊 田 由 夫	出 席	推 6	吉 田 和 美	出 席
7	松 本 眞 一	出 席	推 7	篠 田 邦 広	出 席
8	福 田 實	出 席	推 8	赤 間 恵 美	出 席
9	瀬 戸 直 行	出 席			
1 0	小 柳 裕 正	出 席			

【農 業 委 員】

定 員 1 0 名

出 席 1 0 名

欠 席 0 名

【農地利用最適化推進委員】

定 員 8 名

出 席 8 名

欠 席 0 名

出 頭 者			
事 務 局	事務局長 関根正徳	事務局農地係長 吉澤 和巳（説明）	事務局 柴生田 卓（書記）
説 明 者	5 番 大澤委員	1 0 番 小柳委員	推 5 番 大室委員
開会 午後 1 時 3 0 分	事務局長	開会	
	会 長	あいさつ	
	議 長	会議規則により伊田会長が議長となり、出席委員 1 0 名、欠席委員 0 名で会議の成立を宣言する。 なお、推進委員は出席委員 8 名、欠席委員 0 名。	
議事録署名人の指名	議 長	議事録署名人に、1 0 番 小柳委員、1 番 作山委員を指名する。	
議案上程	議 長	第 1 号から第 5 号議案を上程することを諮り異議なく承認され上程する。	
議案朗読説明 午後 1 時 3 5 分	事 務 局	1) 第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第 1 番の案件については、譲受人が利用権設定農地の取得のため農地を譲り受けたいとする申請です。 2) 第 2 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第 1 番の案件については、借家で生活している借受人が、自己用住宅の建築を計画し、適地を探していたところ、申請地を借り受けられることとなったので、自己用住宅敷地として転用したいとする申請です。 第 2 番の案件については、農業経営を行っている譲受人が、農機具置場を計画し、適地を探していたところ、申請地を譲り受けられることとなったので、農機具置場用地として転用したいとする申請です。 第 3 番の案件については、借家で生活している借受人が、自己用住宅の建築を計画し、適地を探していたところ、申請地を借り受けられることとなったので、自己用住宅敷地として転用したいとする申請です。	

地区委員会付託 午後 1 時 4 0 分 再開 午後 1 時 5 0 分	3) 第 3 号議案、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について議案を朗読する。 この案件は、農地中間管理機構が中間管理権を取得した農地を地域の営農者へ集約化して転貸するものです。 今回の計画（案）については、農地中間管理事業により機構が地権者から借り受けた、農地 21 筆、38,551 m²について配分を行うものです。 詳細につきましては、議案資料のとおりですので、再度確認をお願いします。 4) 第 4 号議案、吉見農業振興地域整備計画の変更に係る答申について議案を朗読する。 第 1 番は、敷地拡張をしたいとする申出であり、町から計画の変更について諮問されたものです。 第 2 番は、自己用住宅の建築をしたいとする申出であり、町から計画の変更について諮問されたものです。 5) 第 5 号議案、吉見町地域の農業の振興に関する計画（案）について産業振興課農政係より説明する。 この案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 27 号に定める地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を作成し、公益性が特に高いと認められる事業に係る施設として設定し、その計画について農業委員会へ意見を求めるものです。 議 長 事務局の朗読・説明が終わり、審議を地区委員会へ付託する。 議 長 再開を宣言し、地区現地確認の報告を求める。 第 1 号議案第 1 番を北地区が報告願います。 第 2 号議案第 2 番、第 4 号議案 1 番を西地区が報告願います。 第 2 号議案第 1 番、3 番、第 4 号議案 2 番を南地区が報告願います。 10 番 小柳委員 北地区の案件について報告する。 北地区の案件につきましては、7 月 20 日の午後 4 時 30 分から担当委員 5 名で現地確認を行いました。 第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についての 1 番の案件について、
---	---

この案件は、譲受人が利用権を設定している農地を譲り受ける申請であり、譲受人の耕作地は、適正に管理され、取得要件等に問題はなく、北地区の担当委員としては問題ないと判断します。

5 番 大澤委員

西地区の案件について報告する。

西地区の案件につきましては、7月22日の午前8時30分から担当委員4名で現地確認を行いました。

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について2番の案件について、

この案件は、親子3人で農業を営んでいる譲受人が、農機具を新調するにあたり申請地を譲り受けて農機具置場とするための申請です。

関係書類等は添付されており、譲受人は親子3人で約40haの農業経営を行っており、今後の農業経営上必要であることから、西地区の担当委員としては問題ないと判断します。

第4号議案、吉見農業振興地域整備計画の変更に係る答申について1番の案件について、この案件は、県道東松山鴻巣線4車線化により、自動車工場への出入りが片側車線のみになってしまうため県道東松山桶川線からの出入りを確保するために農用地区域からの除外申出であり、西地区の担当委員としては、除外はやむを得ないと判断します。

推5番 大室委員

南地区の案件について報告する。

南地区の案件につきましては、7月20日の午前8時00分から担当委員4名で現地確認を行いました。

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について1番の案件について、

この案件は、自己用住宅の建築を計画している借受人が、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するための申請です。

関係書類等は添付され、開発許可申請も同時に提出されておりますことから、南地区の担当委員としては問題ないと判断します。

3番の案件について、この案件は、自己用住宅の建築を計画している借受人が、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するための申請です。

農振除外の法定手続が終了し、青地から白地になったことから転用申請となり、関係書類等は添付され、開発許可申請も同時に提出されておりますことから、南地区の担当委員とし

質疑 午後 2時00分 採決 午後 2時15分	ては問題ないと判断します。 第4号議案、吉見農業振興地域整備計画の変更に係る答申について2番の案件について、この案件は、借受人が、申請地を借り受けて自己用住宅として農振除外後に農地転用するための申出であり、白地農地を有していないため南地区の担当委員としては、除外はやむを得ないと判断します。 議長 報告が終わり、質疑を開始する。 3番 宮澤委員 第4号議案1番の道路との出入口の幅は何mか。 事務局 約8mとなっています。 8番 福田委員 第5号議案について除外とは別にこの計画が必要になるとのことだが、分家等、住宅を建てるのに申請者の負担が大きいとため手続きの簡素化はできないのか。 事務局 町として簡素化できる部分については、検討をしてみたいです。 議長 質疑が終わり採決を開始する。 第1号議案の1番、農地法第3条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第2号議案の1番から3番、農地法第5条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第3号議案、農地利用集積計画の決定について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第4号議案の吉見農業振興地域整備計画の変更に係る答申について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第5号議案吉見町地域の農業の振興に関する計画（案）について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。
---	--

次回現地確認の日程 午後 2時20分	議 長 次回現地確認の日程を確認する。 東地区 1 番 作山委員 8月21日 午後 5時00分から 東野ふれあいセンター集合 西地区 推3番 新島委員 8月20日 午前 8時30分から 農協旧西吉見支店集合 南地区 推6番 吉田委員 8月24日 午前 8時00分から 農協旧南吉見支店集合 北地区 推7番 篠田委員 8月25日 午後 4時30分から 農協旧北吉見支店集合
報告事項 午後 2時20分	議 長 次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。 事 務 局 1) 市街化区域内農地の転用届出について(報告) ・地目変更 1番 久保田地内 1筆 45㎡ ・所有権移転 2番 久保田地内 1筆 300㎡
その他 午後 2時25分	議 長 報告が終わり、質疑を開始するが、質疑がないため報告事項を終了する。 その他について、事務局に説明を求める。 事 務 局 その他について、資料に基づき説明する。 その他 1) 令和6年度農地利用最適化活動活性化研修会について 2) 遊休農地解消対策について
質疑 午後 2時35分	議 長 その他が終わり、質疑を開始する。 7 番 松本委員 6月の農業委員会総会後に、久保田地内で農地に砂利を敷いている件について事務局に指摘をしたがその後対応はどうなったか。

閉会 午後 2時50分	事務局 地権者に農地への是正の指導を行いました。引き続き経過を確認し指導を行っていきます。 7番 松本委員 地権者は、農地法上の許可が必要だと知らなかったのか。 事務局 地権者は知らなかったとのことでした。 議長 質疑が終わり、次回開催予定 令和6年8月26日（月）午後1時30分開始を確認して閉会する。
その他特に重要と認める事項	

上記会議の顛末の記載は相違ないので、これを証するためここに署名する。

令和 6 年 8 月 26 日

議 長 伊 田 由 夫 

署名委員 小 柳 裕 正 

署名委員 作 山 公 久 